

( 事 務 連 絡 )

令和5年3月15日

各生活衛生同業組合事務局 御中

(公財) 群馬県生活衛生営業指導センター

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン (改訂版)」に基づく  
警戒レベル及び要請について

このことについて、別添のとおり県民活動支援・広聴課から、令和5年3月2日県支広第30044-30号にて通知がありました。

つきましては、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン (改訂版)」に基づく要請及びポストコロナロードマップ等をご確認のうえ、各組合員への周知・徹底をお願いします。

ー前回 (2月25日 (土) 以降) 要請からの変更点ー

(1) ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「1」: 35市町村

(2) 県民への要請

・大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まることから、注意

(3) 事業者への要請

・テレワーク、時差出勤等を推奨

・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、適切な感染防止対策の徹底

(4) マスクの着用の考え方の変更

・令和5年3月13日以降、「個人の判断」に委ねる

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン (改訂版)」に基づく要請について (3月4日 (土) 以降)』及び『ポストコロナロードマップ』等を御確認ください。

(公財) 群馬県生活衛生営業指導センター

TEL : 027-224-1809

FAX : 027-224-1610